

議案第 145 号

伊賀市市税条例の一部改正について

伊賀市市税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定によって法人市民税の減免を受けた者は、当該減免を受けた年度の翌年度における均等割額の算定期間において、法人市民税の減免の事由に異動がないと市長が認める場合に限り、納期限までに前項の規定による申請書及びその添付書類の提出があったものとみなして第 1 項の規定を適用する。

第 90 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で歩行が困難な者（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1 台に限る。）

第 90 条第 2 項中「第 92 条の規定により交付された身体障害者」を「第 92 条の規定により交付された身体障害者等」に改める。

附 則

この条例中第 51 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 90 条の改正規定は公布の日か

ら施行する。